2　次の各号のいずれかに該当する者に対し行う適性試験にあつては、前項の規定にかかわらず、色彩識別能力の科目についての試験は、行わないものとする。

［一・二　略］

三　大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許又は普通仮免許を受けようとする者で、法第九十七条の二第一項第四号に該当するもの

（技能試験）

第二十四条　自動車の運転に必要な技能についての免許試験（以下［技能試験］という。）は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

免許の種類	項目
大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許	一　道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この表において同じ。）における走行（発進及び停止を含む。） 二　交差点の通行（右折及び左折を含む。以下この表において同じ。） 三　横断歩道の通過 四　方向変換又は縦列駐車
［略］	
準中型仮免許及び普通仮免許	一　幹線コース及び周回コースの走行 二　交差点の通行 三　横断歩道及び踏切の通過 四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行

2　［略］

3　技能試験は、次の各号に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を走行させて行うものとする。ただし、技能試験を受ける者が走行の途中において第五項に定める合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになつたときは、当該各号に定める距離の全部を走行させることを要しない。

一　［略］

二　大型免許、中型免許及び準中型免許　五千メートル以上

三　［略］

四　準中型仮免許及び普通仮免許　二千メートル以上

［五～七　略］

4　［略］

5　技能試験の合格基準は、次に定めるとおりとする。

一　［略］

二　第一種免許、準中型仮免許及び普通仮免許に係る技能試験にあつては、七十パーセント以上の成績であること。

三　［略］

2　［同上］

［一・二　同上］

三　大型仮免許、中型仮免許又は普通仮免許を受けようとする者で、法第九十七条の二第一項第四号に該当するもの

（技能試験）

第二十四条　［同上］

免許の種類	項目
大型免許、中型免許及び普通免許	一　道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この表において同じ。）における走行（発進及び停止を含む。） 二　交差点の通行（右折及び左折を含む。以下この表において同じ。） 三　横断歩道の通過 四　方向変換又は縦列駐車
［同上］	
普通仮免許	一　幹線コース及び周回コースの走行 二　交差点の通行 三　横断歩道及び踏切の通過 四　曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行

2　［同上］

3　［同上］

一　［同上］

二　大型免許及び中型免許　五千メートル以上

三　［同上］

四　普通仮免許　二千メートル以上

［五～七　同上］

4　［同上］

5　［同上］

一　［同上］

二　第一種免許及び普通仮免許に係る技能試験にあつては、七十パーセント以上の成績であること。

三　［同上］